

令和元年（2019年）6月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 令和元年6月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和元年6月11日（火）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	上ノ坊健二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	宮原俊也
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	植地 俊文
教 育 長	中井 克佳	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	久保有謙	書 記	家倉義光
書 記	疇地啓太		

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

12番 入江康仁 13番 家崎仁行

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

---

### **東清剛議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和元年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

---

### **東清剛議長**

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名でありまして、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

脇事務局長。

### **脇俊明議会事務局長**

皆さん、おはようございます。

令和元年6月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、6月11日、火曜日、9時30分、本会議、開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託。一般質問の受付は、本日の午後1時まででございます。

第2日、6月12日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第3日、6月13日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第4日、6月14日、金曜日、休会、常任委員会予備日。

第5日、6月15日、土曜日、休会、休日。

第6日、6月16日、日曜日、休会、休日。

第7日、6月17日、月曜日、休会、常任委員会予備日。

第8日、6月18日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、6月19日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、6月20日、木曜日 9時30分、本会議、一般質問。

第11日、6月21日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

続きまして、令和元年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月11日（火曜日）午前9時30分開議

- |            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 日程第1       | 会議録署名議員の指名                         |
| 第2         | 会期の決定                              |
| 第3         | 諸般の報告                              |
| 第4         | 行政報告                               |
| 第5 議案第29号  | 紀北町森林環境譲与税基金条例                     |
| 第6 議案第30号  | 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例          |
| 第7 議案第31号  | 紀北町税条例等の一部を改正する条例                  |
| 第8 議案第32号  | 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例       |
| 第9 議案第33号  | 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例              |
| 第10 議案第34号 | 専決処分の承認を求めることについて                  |
| 第11 議案第35号 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について   |
| 第12 議案第36号 | 紀北町防災行政無線(同報系)デジタル化整備工事請負契約の締結について |
| 第13 議案第37号 | 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について             |
| 第14 議案第38号 | 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第1号）              |
| 第15 報告第2号  | 平成30年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について        |
- 以上でございます。

## 東清剛議長

これより、日程に従い議事に入ります。

---

## 日程第1

## 東清剛議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

12番 入江 康仁君

13番 家崎 仁行君

のご兩名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 東清剛議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 6 月 11 日から 6 月 21 日までの 11 日間をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 6 月 11 日から 6 月 21 日までの 11 日間とすることに決定しました。

---

## 日程第 3

### 東清剛議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 6 月 4 日に議会運営委員会が開催され、6 月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認等について、ご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会において、提出され受理した案件は、議案については、第 29 号から第 38 号までの 10 件、報告案件が 1 件の合計 11 件となっております。

次に、6月定例会における一般質問についてであります。日程は3日間を予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。通告書の受付についてであります。本日、午前8時30分から受付を開始し、締切は午後1時までとなっております。

質問の内容については、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで要旨が記載されていない通告書は、受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計の平成30年度1月・2月・3月・4月分と、平成31年度4月分、水道事業会計の平成30年度1月・2月・3月分と、平成31年度4月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。来月7月11日、木曜日、午前10時から紀北消防組合議会の開催。同日、午後1時30分から紀北広域連合議会の開催という連絡を受けております。組合議会議員におかれましては、出席くださいますようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、中井教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4

### 東清剛議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請させていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を

申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会にあたりまして、5件の行政報告をさせていただきます。

最初に、寄附金についてでございます。本年4月に松阪市の瀬古食品有限会社様の創業60周年と直営店であります長島ショッピング様の創業50周年を記念し、スポーツと文化の振興を図るため、1,000万円をご寄附いただきました。

長島ショッピング様は、本町の水産物などを販売されるなど、地域に密着した事業を営まれております。心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

続きまして、東京2020オリンピック聖火リレー三重県ルートの決定についてでございます。東京2020オリンピック聖火リレーの三重県ルートが、6月1日に決定いたしました。三重県では令和2年4月8日、4月9日の2日間で実施され、紀北町が4月9日のルートの1つとして選定をされました。

三重県の聖火リレーは、1日目は4月8日、四日市市から出発した後、県中南部に向かって6市でリレーし、伊勢市に到着をいたします。2日目の4月9日は、伊賀市から出発し、県南部に向かって4市2町でリレーし熊野市に到着をいたします。

紀北町は、2日目の4月9日の5ルート目で、世界遺産「熊野古道 馬越峠」で実施されます。文化・スポーツの推進とともに、この機会に紀北町を全国に発信してまいりたいと考えております。

聖火ランナーの応募につきましては、6月17日から募集を始め、各都道府県実行委員会で7月1日から応募可能となっております。なお、聖火ランナーの決定発表は、本年12月以降に行われます。詳細等まとまりましたら、皆様にお示ししたいと考えております。

続きまして、尾鷲総合病院の経営に関する協力要請についてでございます。

尾鷲総合病院開設者の尾鷲市長から、尾鷲総合病院の経営に関し、正式に協力の要請がありました。

協力要請について検討を始めるにあたり、まず、尾鷲総合病院の経営状況等を十分に把握する必要があることから、資料の提供や説明を随時求めているところでございます。

今後、どのような協力ができるか、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会の活動報告についてでございます。

ごみ処理広域化の推進を目指し、検討や協議を進めるために設置いたしました、東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会の活動報告をさせていただきます。

当準備会の事務局は本年4月1日から活動を開始し、旧中部電力尾鷲三田火力発電所の隣接地に事務所を開設いたしました。

その後、第1回目の「東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会会議」が4月12日に開催されまして、議員の皆様には既に資料を配付させていただいておりますとおり、会長に加藤尾鷲市長を選出し、規約や例規集の整備、広域ごみ処理施設整備基本構想の策定など、必要となる協議事項と工程（案）が確認されました。

現在は、例規集整備に係る業務及び広域ごみ処理施設整備基本構想の策定を中心とした業務に取り掛かっておりまして、現状では8月以降に当基本構想に関する中間報告を行うべく準備を進めております。

報告につきましては、既存施設が利用できるかどうかについての検討結果のほか、既存の施設利用と新規建設をした場合の概算整備費用の比較、今後の施設整備スケジュール等になる見込みと聞いております。

「東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会」の活動状況及び進捗につきましては、引き続き議会への報告を行いながら、意見を賜ってまいりたいと思っておりますので、議員並びに町民の皆様におかれましては、将来にわたり一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理していくために必要な施設整備であることをご理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、平成30年度会計別決算の状況についてでございます。

お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

この度、平成30年度における各会計別の決算額及び繰越額が確定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が109億2,737万263円、歳出決算額が、105億4,103万327円、差引3億8,633万9,936円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源4,373万9,850円を差し引いた実質収支は3億4,260万86円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が3,885万8,481円、介護サービス事業特別会計の繰越額は1,120万9,945円、後期高齢者医療特別会計の繰越額は1,512万9,664円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が2,758万6,673円で、このう

ち消費税相当額の1,184万3,384円を差し引いた純利益は1,574万3,289円となりました。

資本的収支では、収入支出差引額が1億5,819万1,880円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

以上、5件ご報告をいたしまして、6月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

ありがとうございます。

#### **東清剛議長**

以上で、行政報告を終わります。

---

### **日程第5～第14**

#### **東清剛議長**

お諮りいたします。

日程第5 議案第29号から日程第14 議案第38号までの10件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

異議なしと認めます。

したがって、議案10件については一括して、提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました各議案の提案理由及び報告案件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第29号 紀北町森林環境譲与税基金条例であります。森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を財源とする基金を設置し、紀北町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に充てるため、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでありま

す。

議案第30号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例であります。消費税及び地方消費税率の改正に伴い、紀北町条例に規定する公の施設の使用料・手数料等を改定することから、本条例を定める必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 紀北町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等が改正されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。災害弔慰金の支給等に関する条例等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第35号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号 紀北町防災行政無線(同報系)デジタル化整備工事請負契約の締結についてであります。紀北町防災行政無線のデジタル化整備を行うため、令和元年5月20日に企画提案協議した、紀北町防災行政無線(同報系)デジタル化整備工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結にあたりであります。小型動力ポンプ付積載車の購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

す。

議案第38号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,445万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,621万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、10件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

### **東清剛議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

上野農林水産課長。

### **上野和彦農林水産課長**

おはようございます。それでは、議案第29号についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第29号 紀北町森林環境譲与税基金条例

紀北町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を財源とする基金を設置し、紀北町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に充てるため、本条例を制定する必要が生じたためでございます。

まず、本基金条例を制定することとなりました、森林環境譲与税についてでございますが、本年3月29日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が公布されました。

この法律は、国際公約である温室効果ガスの「排出削減目標の達成」や自然災害などに対する災害防止機能の増進などを図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、創設されたものでございます。

また、森林環境税に関する部分は、令和6年1月1日からの施行となっておりますが、これに先立ち、森林環境譲与税に関する部分が、本年4月1日から施行されており、これにより譲与税の交付が令和元年度から行われることとなっております。

森林環境税による税収が確保できるまでの5年間は、国の特別会計の借入で譲与税の財源

を確保し、この借入分は、後年度、森林環境税の税収の一部をもって償還することになって  
います。

令和元年度は200億円を借り入れし、森林環境譲与税として、交付される予定であり、紀  
北町への譲与額は、2,171万6,000円の見込みでございます。

この譲与税の用途につきましては、間伐などの森林整備や人材育成・担い手の確保、木材  
利用の促進や普及・啓発などの「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとなっ  
ております。

また、国からは、本年4月に始まりました、新たな森林経営管理制度における森林整備及  
びその関連事業について、本譲与税をその財源として有効活用することが示されています。

なお、本譲与税の用途につきましては、法令で定められたとおりの執行の確保及び、その  
実績をわかりやすく公表できるようにすることが求められており、基金を設置し、事業の執  
行と財源の管理を適切に行うため、今回、本基金条例を上程することになったものでござい  
ます。

それでは、2ページをお願いいたします。

紀北町森林環境譲与税基金条例でございます。

第1条は、設置について、その目的を定めたものでございます。法律の目的であります森  
林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、紀北町が実施する森林の整備及びその促  
進に関する施策に充てるための基金としております。

第2条は、基金への積み立ての方法を定めたものでございます。本町に交付される森林環  
境譲与税のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てるとしております。

第3条は、基金の管理方法を定めたものでございます。

第4条は、運用益金の処理方法を定めたものでございます。

第5条は、基金の処分方法を定めたものでございます。処分は、第1条の目的を達成する  
ために必要な財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができるこ  
ととしております。

第6条は、繰替運用について定めたものでございます。

第7条は、委任について定めたものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を定めており、施行日は公布の日からとしており  
ます。

議案第29号についての説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

## 東清剛議長

次に、議案第30号の内容説明を求めます。

濱田総務課長。

## 濱田多実博総務課長

皆さんおはようございます。

それでは、議案第 30 号の内容につきまして、説明をさせていただきます。議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第 30 号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例

消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 11 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由は、「消費税及び地方消費税の改正に伴い、紀北町条例に規定している公の施設の使用料・手数料等を改定することから、本条例を定める必要が生じたため。」であります。

本条例は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項による国からの助言により、令和元年 10 月 1 日から「消費税率及び地方消費税率」これ以降「消費税等」と表現させていただきますが 8 %から 10%へ改定されることに伴い、町が管理する公の施設における使用料等の改定を行うものであり、対象となる 26 施設を一括して条例改正するためのものであります。

4 ページから 16 ページは、改正文であり、条例番号の早い順番に、第 1 条から第 26 条により各施設を規定した条例の一部改正を行うものであります。

まず、今回の改正の基本的な考え方を申し上げますと、使用料等で法的に消費税等非課税となるものを除き、現在の使用料の設定は一部の施設を除き 8 %の内税としておりますが、これを外税で 10%に改定しようとするものであります。

現在の使用料は、平成 26 年度に消費税等を 5 %から 8 %に改定したものでありますが、その際、消費税等を転嫁する前の金額、これ以降は「基本額」と申し上げますが、基本額に消費税等を加算する外税方式とする方法により使用料等を計算する方法に改正しております。

合わせて、10 円未満の端数については、前回同様切り捨てを行うこととし明文化しております。

なお、平成 26 年 3 月以前の基本額を基準とすることから、8 %の消費税等を割り戻して

計算した際は、施設によっては10円が増額となる場合がございます。

また、外税方式となり、議案等には改正後の消費税を含めた使用料等の表示がないことから、今回、説明資料といたしまして別冊で配布させていただきました、「消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例説明資料」をご覧ください。説明資料中、上段朱額が消費税等を含む新たな使用料等、下段が現在の使用料等で、比較ができるようになっております。

なお、改定後の料金表示につきましては、施設の見やすい箇所に表示するなど、利用者の皆様に解りやすいものとしたいと考えております。

それでは、改正内容を説明いたします。議案書の17ページをご覧ください。

第1条 紀北町町民センター条例の一部改正であります。ページの左が新条例、右が旧条例となっております。

第9条で、「別表に定める額の使用料を納付しなければならない」となっているものを「別表に定める使用料の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を、使用料として納付しなければならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。」と改めるものであります。基本的な部分につきましては、第2条以降においても同様の改正で、外税方式とすることと、10円未満を切り捨てて10円単位とする端数の処理について規定しております。

別表の使用料をご覧くださいますと新条例のほうが低く、旧条例では消費税等を含めていることから高くなっております。

次に18ページをご覧ください。

第2条は、紀北町老人福祉センター条例の一部改正であります。

改正内容は、先ほど説明いたしました第1条と同様で、第10条で施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と10円未満の端数処理を規定するものであります。別表は、消費税等を除いた額としております。

次に19ページをご覧ください。

第3条は、紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正であります。第13条で一般廃棄物処理の使用料・手数料を、第21条では産業廃棄物処理に要する使用料について、消費税等を外税とする旨と10円未満の端数処理を規定するものであります。

別表は、消費税等を除いた額としております。別表の改正では、別表の表記における条ずれを改正するとともに、使用料・手数料について消費税等を除いたものとしております。

次に 21 ページをご覧ください。

第 4 条は、紀北町種まき権兵衛の里条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第 1 条と同様に、第 9 条で施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と 10 円未満の端数処理を規定するものであります。別表の改正は、消費税等を除いた額としております。

次に 22 ページをご覧ください。

第 5 条は、紀北町島勝漁村センター条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第 1 条と同様で、第 6 条で施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と 10 円未満の端数処理を規定するものであります。別表の改正は、消費税等を除いた額としております。

続いて 23 ページをご覧ください。

第 6 条 紀北町都市公園条例の一部改正であります。

旧条例において第 12 条第 1 項で規定しておりました「都市公園における行為」を第 2 項において規定し、旧条例第 2 項を第 3 項とするとともに、第 2 項及び第 3 項において消費税を外税とする旨と 10 円未満の端数処理を規定しております。

次に、別表の改正であります。第 2 は、使用料を占用料に改め、単位が表記されていない部分に円を表記するとともに、備考第 1 項では、仮設工作物を設置する場合及びその他の占用物件について「日割り計算とする。」旨を規定しております。

24 ページの備考第 3 項では、10 円未満の端数処理について規定するものであります。

別表第 2 の 2 では、消費税等を除く額に改めるとともに、単位が表記されていない部分に円を追加するものであります。

25 ページの別表第 3 では消費税等を除く額に改めるとともに、備考第 2 項で、準備、原状回復で使用する場合における、10 円未満の端数処理について規定するものであります。

次に 26 ページをご覧ください。

第 7 条は、紀北町準用河川管理条例の一部改正であります。

別表（第 6 条関係）の土砂等採取料金表につきましては、消費税等を除いた額とし、備考に第 3 項を追加し、消費税等を外税とする旨と 10 円未満の端数処理について規定するものであります。同じく、河川海岸等土地水面占用料金表では、備考第 4 項において 10 円未満の端数処理の規定を定めるものであります。

同じく流水占用料は、消費税等を除いた額とし、備考に第 4 項を追加し、旧条例第 4 項を

第5項とし、第4項に消費税等外税とし、10円未満の端数処理について規定するものであります。

次に28ページをご覧ください。

第8条は、紀北町普通河川管理条例の一部改正であります。本条例は、先に説明いたしました、「第7条 紀北町準用河川管理条例」と同様の改正でありますので、省略をさせていただきます。

次に30ページをご覧ください。

第9条 紀北町立公民館条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第1条と同様で、第10条第1項では施設の使用料について、第2項では付属設備等について、消費税等を外税とする旨と10円未満の端数処理を規定するものであります。

別表第1では、施設ごとの使用料を、32ページの別表第2は、付属設備等の使用料を規定したもので、新条例の使用料は消費税等を除いたものとしております。

併せて、別表の注書きの字句の整理を行っております。

37ページをご覧ください。

第10条は、紀北町体育館条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第1条と同様で、第10条第1項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と10円未満の端数処理を規定するものであります。別表では、新条例の使用料は消費税等を除いたものとしております。

続きまして、38ページをご覧ください。

第11条は、紀北町立学校施設目的外使用条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第1条と同様で、第7条では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と10円未満の端数処理を規定するものであります。

続きまして、39ページをご覧ください。

第12条は、紀北町島勝浦体験型イベント交流施設条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第1条と同様で、第10条第1項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と10円未満の端数処理を規定するものであります。別表では、新条例の使用料は消費税等を除いたものとしております。

40ページをご覧ください。

第13条 紀北町ふれあい広場マンドロ条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第1条と同様で、第7条第1項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と10円未満の端数処理を規定するものであります。別表では、新条例の使用料は消費税等を除いたものとしております。

41 ページをご覧ください。

第14条 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部改正であります。

本条例では、第7条及び第18条で旧条例の別表のうち、キャンプサイトとコテージを別表第1とし、43 ページでは、コインランドリー、コインシャワー、駐車場を別表第2とし、別表第1では消費税を除いた額とし、備考第1では、「12歳以上」を「中学生」に、12歳未満を「小学生」に改め、第4項に消費税を外税とする旨と10円未満の端数処理を規定するものであります。

別表第2については、設備の性質上、これはコイン式となっておりますので、の理由により、内税方式とするものであります。

次に、45 ページをご覧ください。

第15条は、紀北町きいながしま古里温泉条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第1条と同様で、第8条第1項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と10円未満の端数処理を規定するものであります。

別表第1は、表記の利用料を使用料に改めるとともに、当日券の項において、新条例は消費税等を除いたものとしております。なお、回数券（11回券）の項においては、当日券に消費税等を加えた額の10倍となる額としております。

別表第2については、設備の性質上の理由により、内税方式とするものであります。

続きまして、46 ページをご覧ください。

第16条は、紀北町農村婦人の家条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第1条と同様で、第7条第1項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と10円未満の端数処理を規定するものであります。別表では、新条例の使用料は消費税等を除いたものとしております。

47 ページをご覧ください。

第17条は、紀北町若者センター条例の一部改正であります。

改正内容は、第8条表題の「利用料」を「使用料」に改正するとともに、本条例案第1条と同様、第8条第1項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と10円未満の端数処理を規定するものであります。別表では、新条例の使用料は消費税等を除いたものと

しております。

48 ページをご覧ください。

第 18 条は 紀北町古里自然休養村管理センター条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第 1 条と同様で、第 7 条第 1 項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と 10 円未満の端数処理を規定するものであります。別表では、新条例の使用料は消費税等を除いたものとしております。

次に、49 ページをご覧ください。

第 19 条は、紀北町林業総合センター条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第 1 条と同様で、第 8 条第 1 項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と 10 円未満の端数処理を規定するものであります。

別表では、新条例の使用料は消費税等を除いたものとしております。

50 ページをご覧ください。

第 20 条 紀北町木材乾燥機場条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第 1 条と同様で、第 8 条第 1 項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と 10 円未満の端数処理を規定するものであります。

別表では、新条例の使用料は消費税等を除いたものとしております。

51 ページをご覧ください。

第 21 条 紀北町木工陶芸工房条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第 1 条と同様で、第 7 条第 1 項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と 10 円未満の端数処理を規定するものであります。

別表では、新条例の使用料は消費税等を除いたものとしております。

52 ページをご覧ください。

第 22 条 紀北町海山グラウンド条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第 1 条と同様で、第 7 条第 1 項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と 10 円未満の端数処理を規定するものであります。

別表では、新条例の使用料は消費税等を除いたものとしております。

53 ページをご覧ください。

第 23 条 紀北町多目的広場条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第 1 条と同様で、第 6 条第 1 項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と 10 円未満の端数処理を規定するものであります。

別表では、新条例の使用料は消費税等を除いたものとしております。

54 ページをご覧ください。

第 24 条 紀北町東長島スポーツ公園条例の一部改正であります。

改正内容は、本条例案第 1 条と同様で、第 7 条第 1 項では施設の使用料について、消費税等を外税とする旨と 10 円未満の端数処理を規定するものであります。

別表では、新条例の使用料は消費税等を除いたものとし、55 ページの第 2 項で、準備、原状回復で使用する場合において、10 円未満の端数処理について規定するものであります。

56 ページをお願いします。

第 25 条 紀北町健康増進施設条例の一部改正であります。

改正内容は、第 8 条第 1 項において、消費税等を外税とする旨を規定するとともに、10 円未満の端数処理を規定するものであります。

57 ページをご覧ください。

第 26 条 紀北町長島多目的会館条例の一部改正であります。

改正内容は、第 8 条第 1 項において、旧条例においては「使用料に消費税等相当額」となっていたものを、表現を統一することから、「使用料の合計額に消費税及び地方消費税相当額」に改めるものであります。

以上が改正内容で、附則によりまして、条例の施行日は令和元年 10 月 1 日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### **東清剛議長**

次に、議案第 31 号の内容説明を求めます。

直江税務課長。

#### **直江仁税務課長**

皆さんおはようございます。

それでは、議案第 31 号について、ご説明させていただきます。

議案書 58 ページをご覧ください。

議案第 31 号 紀北町税条例等の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成 17 年紀北町条例第 70 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 6 月 11 日提出

紀北町長 尾上壽一

## 提案理由

地方税法等が改正されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

改正の内容につきまして、説明させていただきます。

今回の改正は、主に法人町民税の法人税割の税率の引き下げや、軽自動車税の「環境性能割」の創設、現行の軽自動車税を軽自動車「種別割」へ名称変更することなどであります。

平成 28 年の条例改正の施行期日が消費税率 10%引き上げ時に伴うものでありまして、具体的には、平成 28 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行する事項につきましては、平成 28 年 3 月 31 日付けで専決処分により町税条例の改正、また、平成 29 年 1 月 1 日に施行する事項につきましては、町税条例の一部を改正する条例を、平成 28 年 12 月議会でご承認いただき、改正を行ってきたところでございます。

この平成 28 年度の地方税の改正のうち、消費税 10%引き上げ時に自動車を購入するときの自動車取得税が廃止され、それに代わり、軽自動車を購入するときに環境性能に応じて支払う軽自動車税の環境性能割の改正につきましては、当分の間、三重県が賦課徴収することになります。

条例の運用基準など、県下統一的に運用するため、県内各市町で調整を図るため協議することとし、これまで改正手続きを保留していたものでございます。その協議が整い、改正内容が固まりましたことから、このたびの町税条例の改正を行うものでございます。

環境性能割の納税義務者は、軽自動車の取得が行われた際に、定置場の所在地において、軽自動車を取得した者に課することになります。課税標準は取得価格で、免税点は 50 万円となっております。新車・中古車を問わずに対象となります。これは現行の自動車取得税と同じであります。税率については、軽自動車の場合は、当分の間、非課税、1%、2%の 3 段階であります。

税率の適用区分は自動車の環境性能によって異なり、軽自動車の場合、電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車等及び令和 2 年燃料基準+10%達成車は非課税に、令和 2 年燃費基準達成車は、1%、それら以外は 2%と 3 段階で排出ガス・燃費基準達成の要件で税率が決まる仕組みとなっております。税率を決定する燃費基準達成度等については、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえ、2 年ごとに見直しを行うことになっております。この環境性能割につきましては、賦課徴収を行う三重県からは、税収から徴税に要する経費

に相当する額を控除したのち、一定の額を交付されることとなります。

また、この環境性能割を設けることに伴い現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称変更する等の改正でございます。

なお、三重県は、自動車取得税を廃止する代わりに、購入する自動車の環境性能に応じて課税する「環境性能割」を導入することなどを定めた三重県税条例の改正案を平成 28 年 3 月 31 日に賛成多数で可決したところであります。

それでは、新旧対象表で説明をさせていただきます。

なお、説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による単に条文番号等の繰り上げ、字句訂正等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、72 ページをご覧ください

上段の第 18 条の 3 の「納税証明事項」については、「軽自動車税」の字句を「種別割」に訂正するものでございます。

次に、同ページから 73 ページ中段の第 19 条につきましては、字句を加えるものでございます。

次に、73 ページ中段第 34 条の 4 につきましては、法人住民税「法人税割の税率」を 100 分の 6 に引き下げられるものでございます。

次に、73 ページ下段第 36 条の 3 の 2 から 75 ページ下段第 36 条の 4 につきましては、「町民税の申告」に関する事項で、給与所得者が単身児童扶養者の場合、申告の適用を受けることができる規定と「町民税にかかる不申告」に関する過料についての改正でございます。

次に、75 ページ下段第 80 条からは、冒頭で説明いたしました自動車税の「環境性能割」の創設に伴う規定の整備でございます。

75 ページ下段から 76 ページ上段第 80 条が、「軽自動車税の納税義務者等」で 76 ページ中段から 77 ページ中段第 81 条が「軽自動車税のみならず課税」で第 81 条の 2 が「日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲」で条ずれと字句の訂正でございます。

次に、第 81 条の 3 が「環境性能割の課税標準」で軽自動車の取得価格の事項で、免税点は 50 万円となっており、新車・中古車を問わずに対象となります。これは現行の自動車取得税と同じでございます。

次に、第 81 条の 4 が「環境性能割の税率」で、税率の適用区分は自動車の環境性能によ

って異なり、1%から3%でございます。

次に、78 ページ上段第 81 条の 5 が「環境性能割の徴収方法」から第 81 条の 7 「環境性能割にかかる不申告等に関する過料」の事項で事務については、当分の間、県が行うものとされています。

次に、第 81 条の 8 が環境性能割の減免の事項でございます。

次に、79 ページ上段第 82 条「種別割の税率」から 84 ページ上段第 91 条の事項までが条項のずれと字句の訂正でございます。

次に 84 ページ中段附則第 15 条の 2 からは附則事項となっており、「軽自動車税の環境性能割の非課税」の事項で取得時期の特例を定めたものでございます。

次に、84 ページ中段から 86 ページ上段附則第 15 条の 4 までが「特例」の事項でございます。

次に、86 ページ上段附則第 15 条の 5 が「軽自動車税の環境性能割にかかる徴収取扱費の交付」の事項で、賦課徴収を行う県に対して税込から徴税に要する経費に相当する額を町が県に交付するものでございます。

附則第 15 条の 6 が「軽自動車税の環境性能割の税率の特例」の事項で、営業用の車両についての特例でございます。

86 ページ下段から 89 ページ上段附則第 16 条が「軽自動車税の種別割の税率の特例」が表中の字句の段ずれで、附則第 16 条の 2 が「軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」で、字句の追加でございます。

次に、91 ページ上段第 24 条につきましては、「個人の町民税の非課税の範囲」で前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とするものでございます。

次に、91 ページ中段から 92 ページ附則第 16 条及び 16 条の 2 につきましては、条項のずれでございます。

次に、93 ページ上段から 94 ページ附則第 6 条が「軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」で表中の字句の段ずれでございます。

次に、95 ページ上段附則第 5 条から 98 ページの附則第 2 条までが条項のずれと申告納付の経過措置等でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## 東清剛議長

次に、議案第32号の内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

## 中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第 32 号について、ご説明させていただきます。議案書 99 ページをご覧ください。

議案第 32 号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年紀北町条例第 80 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 6 月 11 日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

初めに今回の条例改正の内容でございますが、第 8 次地方分権一括法により、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害援護資金に係る貸付利率を町が決定できるようになったこと、並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により、保証人の要件緩和並び延滞利率の適正化が図られたため、所要の改正を行うものであります。

なお、説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の追加等による単に条文番号等の繰り上げ等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

101 ページをご覧ください。

第 14 条につきましては、保証人に関しては、施行令の規定によるものとしていましたが、保証人の必置義務が撤廃され、保証人を立てることについて町の判断となったことから、第 1 項で保証人を立てることができると明記し、第 2 項では、災害援護資金の貸付利率について、改正前の年 3 % を、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は 3 % 以内で町長が別に定める率に改めるものでございます。なお、紀北町の利率については、規則で 1 % とする予定でございます。

次に、第 3 項では保証人に関する規定を定めるものでございます。

続きまして、第 16 条につきましては、近年の低金利の情勢を踏まえ違約金に係る延滞利息を 10.75%から 5%に引き下げるものでございます。

ここで恐れ入りますが 100 ページに戻っていただきたいと思えます。

附則でございますが、附則第 1 項において、この条例の施行日は公布の日から施行するものとし、附則第 2 項で経過措置について定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

---

### **東清剛議長**

ここで、暫時休憩といたします。10 時 45 分まで休憩といたします。

(午前 10 時 29 分)

---

### **東清剛議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10 時 45 分)

---

### **東清剛議長**

次に、議案第 33 号の内容説明を求めます。

上村住民課長。

### **上村毅住民課長**

それでは、議案第 33 号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書 102 ページをご覧ください。

議案第 33 号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成 17 年紀北町条例第 103 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 6 月 11 日提出

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

この度の改正内容でございますが、主な内容といたしましては、「国民健康保険料の軽減措置の拡充」と「国民健康保険料の賦課限度額の見直し」でございます。

順番にご説明させていただきます。

まず、国民健康保険料の軽減措置の拡充についてでございますが、内容につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を27万5,000円から28万円に変更するとともに、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に変更するものでございます。

なお、国民健康保険料の算定につきましては、紀北町は4方式をとっておりまして、「所得割」、「資産割」、「均等割」、「平等割」の合計により、各世帯の保険料を決定しております。

その保険料の算定におきまして、所得の低い世帯については、「均等割」「平等割」に対し、所得に応じて、7割・5割・2割の軽減をいたしてございまして、今回の改正は、軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減に対しての措置でございます。

103ページは、改正文でございます。

第1条の3行目・4行目が本文の改正内容となります。

この改正は、103ページ中段附則第1項前段のとおり、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するもので、附則第2項につきましては、経過措置を定めたものでございます。

本文の改正条文につきましては、104ページの新旧対照表、第34条の下線部分のとおりでございます。

次に、国民健康保険料賦課限度額の見直しについてでございますが、内容につきましては、保険料のうち、基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。

なお、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額は19万円、介護納付金賦課額に係る賦課限度額は16万円そのまま変更なしでございます。

103ページの第2条が本文の改正内容となります。

賦課限度額の改正につきましては、本町のこれまでの改正経緯や周知期間を考慮いたしま

して、前回と同様に、施行年月日につきましては、附則第1項のただし書きのとおり、1年後の令和2年4月1日からの施行としております。

附則第3項におきましても、先ほどと同様に、保険料における賦課限度額の経過措置につきましては、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、従前の例によるとしております。

本案の改正条文につきましては、106 ページの新旧対照表、第22条、第34条の下線部分のとおりでございます。

以上で、議案第33号についての内容説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

### **東清剛議長**

次に、議案第34号の内容説明を求めます。

直江税務課長。

### **直江仁税務課長**

それでは、議案第34号について、ご説明させていただきます。

議案書108ページをご覧ください。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和元年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

109ページをお願いいたします。

専決第3号 専決処分書

紀北町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成31年3月31日

紀北町長 尾上壽一

説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による単に条文、番号等の繰り上げ、字句訂正等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

115 ページをご覧ください。

115 ページ上段第 34 条の 7 につきましては、寄附金控除額の控除対象を特例控除対象寄附金とする字句の訂正でございます。

続きまして、115 ページ下段から 116 ページの中段、附則第 7 条の 3 の 2 につきましては、個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充で消費税率 10% が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除期間を現行 10 年間から 3 年延長し、13 年間とするものでございます。

次に、116 ページ下段、附則第 7 条の 4 から 118 ページ中段の附則第 9 条の 2 までは、先に説明いたしました第 34 条の 7 の改正による規定の整備に関する事項で、条項のずれと字句の訂正でございます。

次に 118 ページ下段から 120 ページ上段の附則第 10 条の 2 第 5 項からについては、条項の号ずれでございます。

次に 120 ページ中段附則第 10 条 3 第 6 項については、建替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとするものがすべき申告についての規定の追加で、以下の 120 ページ下段から附則第 10 条の 3 第 7 項から 122 ページ中段までは、条項のずれでございます。

次に 122 ページ下段附則第 16 条から 126 ページ附則第 1 6 条の 2 については、字句の訂正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## **東清剛議長**

次に、議案第 35 号の内容説明を求めます。

上野農林水産課長。

## **上野和彦農林水産課長**

それでは、議案第 35 号についてご説明申し上げます。

議案書の 127 ページをお願いいたします。

議案第 35 号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

### 記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業(令和元年度分)
- 2 契約の方法 随意契約

- 3 契約の金額 5億4,447万6,000円  
4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事 鈴木英敬

令和元年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

今回提案の委託事業契約につきましては、令和元年度予算にかかる国からの交付金、補助金の配分等に基づく事業費が決まりましたので、これに町単独事業分を加えた金額をもって三重県に事業委託いたしたく、今回委託契約を締結するにあたり、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の委託事業契約は、平成23年度からの継続事業の令和元年度分として、国の農山漁村地域整備交付金と漁港機能増進事業補助金を活用した事業分及び、町単独事業分にそれぞれ事務費を合わせた5億4,447万6,000円で、三重県と契約を行おうとするものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

議案書128ページの資料1をご覧ください。

上の表が、令和元年度における、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額の内訳でございます。

まず、三浦漁港海岸でございますが、事業費が3,000万円、事務費が90万円の合わせて3,090万円でございます。

矢口漁港海岸につきましては、事業費4億9,861万8,000円、事務費が1,495万8,000円で、合わせて5億1,357万6,000円でございます。

合計5億4,447万6,000円が契約額でございます。

続きまして、下の表の事業費概要でございます。

この表は、上記契約額のうち事務費を除いた事業費に、三重県との委託契約にかかる部分以外の事業も含めた、令和元年度の現時点の事業予定でございます。

まず、三浦漁港海岸でございます。

令和元年度の三浦漁港海岸につきましては、農山漁村地域整備交付金にかかる事業費で、仮設道路などを撤去する附帯工事一式3,000万円でございます。

前年度からの繰越と今回の3,000万円の事業費をもって、三浦漁港海岸の事業の完成を予定しております。

続きまして、令和元年度の矢口漁港海岸につきましては、補助金事業及び交付金事業と町単事業の3つの事業で実施いたします。補助金とありますのは、漁港機能増進事業補助金にかかるもので事業費2億5,000万円でございます。

内訳としまして、堤防工及び附帯工で1億円、陸開工1基9,000万円、樋門工1門6,000万円でございます。

次に交付金とありますのは、農山漁村地域整備交付金にかかるもので事業費9,861万8,000円により、堤防工の実施を予定しております。

次に、町単事業とありますのは、国の補助金に頼らずに合併特例債を活用して昨年度から実施している事業で、本年度も1億5,000万円の事業費により堤防工及び基礎工を実施する予定としております。

3つの事業を合わせ4億9,861万8,000円が県に委託する事業費分でございます。

その下の交付金とありますのは、農山漁村地域整備交付金の対象事業で、用地費と補償費を、合わせて300万円を予算計上しており、県に委託せず町で実施予定のものでございます。

次に、施行期間であります。

施行期間につきましては、議決の日から令和2年3月31日までを予定しております。

続きまして129ページ、資料2をご覧ください。

これは三浦漁港海岸の平面図で、赤色で着色した部分が令和元年度の予定箇所でございます。農山漁村地域整備交付金で実施予定であり、前年度繰越分と合わせて堤防本体の海側にあります仮設道路等の撤去を予定しており、これにより事業を完了する予定でございます。

続きまして130ページの資料3をご覧ください。

これは起点側の堤防標準断面図でございます。令和元年度施工を予定している仮設道路等撤去工について、赤色で着色した部分が、今回の施工対象部分を示したものでございます。

続きまして、131ページ、資料4をご覧ください。

これは矢口漁港海岸の平面図でございます。

矢口漁港につきましては、国の交付金で施工するA区間と、町単独事業で施工するB区間に大きく分けて事業を予定しておりましたが、昨年度三浦漁港で交付された漁港機能増進事業補助金が、今年度は矢口漁港で引き続き交付されることになり、3つの事業を実施する予定でございます。A区間の①の令和元年度分は、堤防工 85mと陸開工一式の施工を予定しております。次に②の令和元年度分は堤防工で基礎工 580mの施工を予定しております。

次に、B区画の③の令和元年度分は堤防工 60mと水門工 1 式の施工を予定しております。次に、④の令和元年度分は堤防工 60mの施工を予定しております。

以上4箇所に分けて施工予定分となっておりますが、このうち漁港機能増進補助金分としまして、①の陸開工 1 基及びそれに接する両側それぞれ 10m程度の堤防工と、③の水門 1 基及びそれに接する両側それぞれ 10m程度の堤防工の施工を予定しております。

また、農山漁村地域整備交付金分としましては、A区間の①のうち漁港機能増進事業補助金分を除く堤防工 85mのうちの約 65mと、②の堤防工の基礎工 180mの施工を予定しております。

次に、町単独事業につきましては、B区画③の漁港機能増進分を除く堤防工 60mのうちの約 40mですが、この 40mと④の堤防工 60mの施工を予定しております。

続きまして、132 ページ資料 5 をご覧ください。

これは、A区間にある①の堤防工にかかる施工予定箇所の堤防標準断面図でございます  
続きまして、133 ページ資料 6 をご覧ください。

これは、A区間にある②の堤防基礎工にかかる施工予定箇所の堤防標準断面図でございます。

続きまして、134 ページ資料 7 をご覧ください。

これは、B区間にある③堤防工にかかる施工予定箇所の堤防標準断面図でございます。

続きまして、135 ページ資料 8 をご覧ください。

これは、B区間にある④の堤防工にかかる施工予定箇所の堤防標準断面図でございます。

続きまして、136 ページ資料 9 をご覧ください。

これは、B区間にある漁港機能増進事業補助金による③水門にかかる全体配置図でございます。幅は約 5 mの水門 1 門で、この水門につきましても、三浦の水門と同様に遠隔操作のできるものを予定しております。

続きまして、137 ページの資料 10 をご覧ください。

これは、A区間にある漁港機能増進事業補助金による陸間にかかる全体配置図でございます。間口は幅8mの動力式横引きゲートでございます。

議案第35号についての説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

### 東清剛議長

次に、議案第36号・第37号の内容説明を求めます。

岩見危機管理課長。

### 岩見建志危機管理課長

それでは、議案第36号 紀北町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約の締結について、説明させていただきます。

議案書の138ページをご覧ください。

議案第36号 紀北町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 紀北町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 5億1,084万円
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市東区東桜一丁目14番11号  
パナソニック システムソリューションズ  
ジャパン株式会社 中部社  
社長 古賀 司郎

令和元年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

紀北町防災行政無線のデジタル化整備を行うため、令和元年5月20日に企画提案競技した紀北町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

紀北町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事につきましては、平成31年3月議会

定例会におきまして、議決をいただきました防災行政無線整備事業のデジタル化整備工事です。

当町では、旧町時代からそれぞれアナログ防災行政無線を運用してきましたが、電波法の改正に伴う新スプリアス規格に適合していないため、令和4年11月末までにデジタル化への更新が必要となりました。

本工事は、デジタル化の整備に合わせ、従来の紀伊長島地区、海山地区の防災行政無線を統合し、機能を維持しつつ、加えて行政と地域との的確で迅速な防災情報の伝達と情報共有を実現するため、防災行政無線のシステム構築を図ることを目的としております。

このデジタル化整備工事につきましては、公募型の企画提案競技で業者を決定することとし、参加を希望した事業者3社により、令和元年5月20日、午前9時から企画提案競技を行いました。

公募型の企画提案競技としましたが、参加事業者は3社でございます。

審査の結果、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中部社の提案を採用、決定いたしました。

工事の設計金額、予定価格につきましては、7億2,974万1,100円で、採用した企画提案の額は、予定価格の約70%となる5億1,084万円であり、この額で契約を締結しようとするものでございます。

なお、参加資格につきましては、平成31年4月1日現在、紀北町入札参加資格者名簿に「建設工事」の登録種目「電気通信工事」で登録されている者の中で、電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ60MHz帯デジタル同報系防災行政無線の機器を自ら製造している者。

また建設業法第26条に規定する主任監理技術者、電気通信工事の資格を有する者を専任で配置できること。

過去において、国又は地方公共団体発注の、新方式である60MHz帯デジタル同報系防災行政無線を元請けとして施工し、履行が完了した実績を有している者等であります。

企画提案競技時には、紀北町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事に伴う企画提案書、機器製作仕様書、見積書などを提出していただいた上で、選定委員会の場で企画提案書に基づく提案説明を行っていただきました。

選定委員による評価審査の結果、評価項目の合計点で最高得点の評価を得た、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中部社の提案を採用としました。

本工事につきましては、本会議にお認めいただければ、議決を得た後に、本契約となるものでございます。

それでは、工事費、工事概要などの説明をさせていただきます。

議案書 139 ページの資料 1 をご覧ください。

工事費ですが、請負金額は 5 億 1,084 万円で、その内訳として、工事価格が 4 億 6,440 万円、消費税が 4,644 万円でございます。

工事概要ですが、設備の概要につきましては、「親局設備」「遠隔制御局設備」「中継局設備」「屋外拡声子局設備」「戸別受信機設備」「河川監視カメラ設備」「避難所Wi-Fi設備」「映像共有システム」であります。

親局設備の内主な設備工事につきましては、デジタル無線を発信する「60MHz帯デジタル無線装置」や「操作卓」、町民等に対して配信する「情報連携装置」、Lアラートやホームページ上から防災情報等の情報を集約し一元化するための「防災情報集約装置」、大規模災害時に本庁舎や海山総合支所が被災し、庁舎を利用できない事態を想定した「緊急親局装置」などに関する設置工事でございます。

次に、遠隔制御局設備につきましては、本庁が被災した際や本庁から放送がかけられない場合等に備え、海山総合支所や災害対策拠点から遠隔操作し、防災行政無線放送を行う「遠隔制御装置」などに関する設置工事でございます。

次に、中継局設備につきましては、城腰山と白浦の中継局におきまして、「60MHz帯デジタル無線装置」や「発動発電機」などの設置工事。城腰山中継局には既存局舎のスペースが狭いため「中継局舎」を建設する工事でございます。

次に、屋外拡声子局設備につきましては、「屋外拡声送受信装置」設置工事と既存の屋外拡声子局の撤去と新設 87 箇所の屋外拡声子局への「屋外拡声受信装置」「スピーカ」「空中線柱」の建柱工事などがございます。

次に、戸別受信機設備につきましては難視聴地域や公共施設、聴覚障害者等に配布できる「戸別受信機放送装置連携」などに関する工事でございます。

次に、河川監視カメラ設備につきましては、町内主要河川の水位を常時監視するための「屋外ドーム型カメラ設置」などに関する工事でございます。

次に、避難所Wi-Fi設備につきましては、各主要避難所において住民の方にWi-Fi機能を使用して、災害情報等を伝達するための「Wi-Fi設備」などに関する工事でございます。

次に、映像共有システムについては、本庁の災害対策本部と支所の災害対策支部間での映像等のやりとりが可能な「映像コミュニケーション装置」や「映像表示ディスプレイ」などに関する設置工事を行うものでございます。

工事概要につきましては、以上でございます。

次に、工期であります。工期につきましては、議決の日から令和3年3月19日までを予定しております。

続きまして、議案書140ページの資料2をご覧ください。

先ほど資料1で、契約に係る工事概要をご説明いたしました。資料2は、紀北町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事における、整備機器の概要図でございます。

概要図の左から「情報配信元」「通信方式」「情報収集伝達先」を記載し、情報伝達方法等を図化したものでございます。

主要な設備と機能をご説明させていただきます。

まず役場本庁舎の防災無線室に、防災無線親局装置等が設置されます。

防災無線の電波は、この親局の装置から城腰山と白浦の中継局へ発信され、城腰山中継局から紀伊長島地区へ、白浦中継局からは海山地区の屋外拡声子局を通じて放送されます。

また、難視聴地域や公共施設等には戸別受信機を設置し、聴覚障害の方等には戸別受信機に加えて文字表示機を配布する計画でございます。

さらに、危機管理課へは防災情報等を集約化し、防災対策の意思決定を的確迅速に行うための防災業務用ノートパソコン、大型モニターテレビ会議システム、情報連携のための無線LANアクセスポイント、タブレット型の操作卓を配備します。

海山総合支所へは、危機管理課同様の機器の配備に加え、支所からの遠隔操作が可能となる遠隔制御装置を配備いたします。

また、大規模災害発生時、役場本庁及び海山総合支所が、地震等の被害により使用不能となった場合の対策として、災害対策拠点に防災行政無線放送の設備を備えて、万が一に備えた体制を整えます。

また、役場からの防災情報に関しては、情報伝達手段の多様化を図るために、インターネット等民間の通信事業者網を活用した、無線LANアクセスポイントを設け、避難された方が防災情報等を入手できることも考えております。

続きまして、141ページの資料3をご覧ください。

整備計画スケジュールと新旧システム切り替え方針の概要図でございます。

本契約後、机上による電波伝搬検討を実施したうえで、約1カ月の間に電波調査を行い、その後、機器の製作にとりかかります。おおむね令和2年1月頃までに、まず新親局設置と既存親局の撤去を行います。実際には東海総合通信局による審査を経て、周波数が決定されるため、設置時期は若干変更する可能性もございます。

これにより、これまで役場本庁と海山総合支所で別々に行ってきた放送を統合することができ、町全域で一括放送が可能となります。

親局が整備された後は、中継局の整備、屋外拡声子局の整備を順次進めてまいります。

令和2年6月頃までには、複数メディアとの連携整備を行い、台風シーズン前には屋外拡声子局での放送だけでなく、複数のメディアを活用した情報配信の仕組みを構築する計画でございます。

続きまして、屋外拡声子局の更新について、説明いたします。

同じく資料3の下の図をご覧ください。

屋外拡声子局の工事に関しましては、既設103箇所の撤去工事と87箇所の更新工事となります。

更新工事に関しましては、仮設の屋外拡声子局車両を既存の屋外拡声子局横に配備し、既設柱撤去及び新設柱工事を進めます。これにより、更新工事作業中も放送を止めることなく工事を進めることが可能となります。

以上で、議案第36号 紀北町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事請負契約についての内容説明を終わらせていただきます。

### **岩見建志危機管理課長**

続きまして、議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について、説明をさせていただきます。

議案書の142ページをご覧ください。

議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について。次のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 小型動力ポンプ付積載車1台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 812万9,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市岩田2番8号

株式会社山口商会 代表取締役社長 山口 久彦

令和元年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

紀北町消防団海山方面隊第3分団引本浦詰所に配備する小型動力ポンプ付積載車の買替えに伴い、備品購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

143 ページ、資料1をご覧ください。

本事業は、令和元年度小型動力ポンプ付積載車整備事業で、電源立地地域対策交付金を活用した事業でございます。

まず、購入費に関しましては、契約金額が812万9,000円でございます。この契約金額は、物品価格の739万円に10%の消費税73万9,000円を加えたものでございます。

入札は、一般競争入札により3社の参加があり、最低価格を提示した株式会社山口商会在落札いたしました。

予定価格の879万3,708円に対する落札率は92%でございます。

次に、購入物品の概要であります。購入数量等につきましては、ベースとなる車両は、トヨタのダイナ1台であります。

積載する小型動力ポンプは、シバウラのB-3級、1台、その他消防車両としての艀装一式であります。

これらの内訳であります。シャーシ等につきましては、Wキャブで4WD、ディーゼルエンジンで排気量は2,982CC、最大積載量は1トン、5速マニュアルで、乗車定員は8名でございます。

小型動力ポンプにつきましては、シバウラFF400でポンプの級別はB-3級、2気筒2ストローク水冷式で検定出力は32キロワット、電子制御燃料噴射式のオイルレス真空ポンプでございます。

艀装・取り付け品等は、主なものといたしまして、レール引き出し式の小型動力ポンプ積載装置を備え、車体等の色は、メーカー塗装の消防色で錆止め処理を行い、ホース格納棚、赤色回転灯を設置し、電子サイレン、仕様書に記載の取付装置及び取付品、付属品を一式取り付けたものとなります。

納入期限は、令和2年1月31日であります。

144 ページ、資料2をご覧ください。

この図面は、小型動力ポンプ付積載車の真上からの平面図、正面、後方、左側面、右側面の、4つの方向からの立面図と、主な艀装及び付属品の設置予定などを示したイメージ図でございます。番号の1番から32番は、その艀装・付属品等の設置予定位置を示してございます。

以上で、議案第37号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

### **東清剛議長**

次に、議案第38号の内容説明を求めます。

水谷財政課長。

### **水谷法夫財政課長**

それでは、議案第38号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第1号)の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の補正予算におきまして改元に伴い、国において当年度全体を通じて「令和元年度予算」とするとされ、本町におきましても同様に当年度全体を「令和元年度予算」といたしたく、総則にて明示させていただいております。

なお、国におきまして、改元のみを理由とした補正の手続きは行わないとされておりますので、特別会計及び水道事業会計は上程をいたしておりません。

予算書の1ページをご覧ください。

令和元年度紀北町一般会計補正予算(第1号)

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度紀北町一般会計予算」の名称を「令和元年度紀北町一般会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度紀北町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,445万8,000円を追加し 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,621万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月11日提出

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第2款・地方譲与税、第4項、第1目ともに森林環境譲与税は、新たに2,171万6,000円を計上するものでございます。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第2目・民生費補助金は、4,305万4,000円を増額し、6,145万8,000円とするものでございますが、プレミアム付商品券の事務費と事業費の補助金を新たに計上するもので、プレミアム付商品券事業に充当するものでございます。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第4目・農林水産業費補助金は、100万4,000円を増額し、2億2,338万1,000円とするものでございますが、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金を新たに計上するもので、農業振興対策事業に充当するものでございます。

7ページをご覧ください。

第16款・第1項ともに寄附金、第9目・一般寄附金は、新たに1,000万円を計上するものでございますが、行政報告いたしました瀬古食品有限会社様からの寄附金でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、868万4,000円を増額し、9億9,563万9,000円とするものでございますが、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第5目・財産管理費は、1,591万6,000円を増額し2億3,177万3,000円とするものでございますが、一般寄附金1,000万円をふるさと応援基金に、591万6,000円を森林環境譲与税基金に積み立てるための積立金でございます。

9ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、4,699万1,000円を増額し、8億1,295万円とするものでございますが、紀北広域連合運営事業393万7,000円は組合負担金で、プレミアム付商品券事業4,305万4,000円は、新たに消費税率改正に伴う低所得者及び3歳未満までの子育て世帯への影響の緩和、消費喚起等を目的としたプレミアム付商品券を販売するための事業補助金等でございます。

10 ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第3目・農業振興費は、新たに100万4,000円を計上するもので、事業者への補助金でございます。

11 ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第2項・林業費、第1目・林業総務費は、117万9,000円を増額し、4,283万3,000円とするものでございますが、システム機器更新等の事業委託料で、森林環境譲与税を活用するものがございます。

第2目・林業振興費は、1,305万円を増額し、3,236万1,000円とするものでございますが、地域産材利用促進事業10万円は事業補助金で、森林経営管理推進事業1,295万円は、森林情報把握のための事業委託料等で森林環境譲与税を活用するものでございます。

12 ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第2目・商工業振興費は、31万4,000円を増額し、4,381万1,000円とするものでございますが、道の駅海山の自動ドアの修繕料でございます。

13 ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第4目・水防費は、443万3,000円を増額し、1,509万円とするものでございますが、汐ノ津呂排水機場整備の概算設計委託料でございます。

14 ページをご覧ください。

第9款・教育費、第6項・保健体育費、第3目・体育施設費は、157万1,000円を増額し、7,832万円とするものでございますが、東長島スポーツ公園体育館舞台下の引き違い戸の工事費で、森林環境譲与税を活用するものでございます。

15 ページからは給与費明細書でございます。

今回の補正につきましては、16 ページをご覧ください。

プレミアム付商品券事業におきまして、時間外勤務手当80万円の増額を行うもので、これにより変更後の職員手当が3億7,112万6,000円、合計では12億4,167万7,000円となります。

以上で、議案第38号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

## 東清剛議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

---

**東清剛議長**

ここで、暫時休憩といたします。11時40分まで休憩といたします。

(午前 11時 32分)

---

**東清剛議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 40分)

---

**東清剛議長**

これから、各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、議長が宣告した議題について3回以内といたします。

委員会での審査は十分にできますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

---

**日程第5**

**東清剛議長**

日程第5 議案第29号 紀北町森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

11番 近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

それでは、議案第29号の質疑をさせていただきます。

今回、森林環境譲与税の創設に伴いということで決められたわけですが、いわゆる平成31年度に閣議決定されて、国会で決められたのも3月29日、とっても早い決定だと思うし、地方に対しても、こういう措置をされて、24年から1,000円の徴収が始まるのかなと思ったら、19年度から5年間は国が特別会計へ借金を1年間200億円もして、この森林環境譲与条例をつくるに至ったわけですけれども、やはり早くせよというような指導が、国のほうからあったのか。

そして、私は非常に早い特例だなと思うんですけれども、こういうことは今までにも通常にあったのか、普通のことなのかお伺いいたします。

### **東清剛議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

質問の趣旨がちょっとわかりにくいんですけども、基本的には国で決まったことを、地方自治体としては、粛々とやっていくということなんで、ご理解いただきたいと思います。

### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

### **11番 近澤チヅル議員**

ちょっと質問したことに、ちょっと欠けていた部分があったと思うんですけども、国のとおりやっていくというのはわかるんですけども、早いなという思いがあって、こういうことが今までもあったのかどうかというのを、1回目にお聞きしました。2回目として、そのことについては答弁漏れだったのでお願いしたいと思います。2回目、今回基金をつくるわけですが、補正予算のほうで2千くらい入っているんですけれども、基金へ積み立てる、これぐらいはしなさいよという部分が、基準があるのかどうか。

そして、条例の中で設置というところがあるんですけども、2ページですね、その中でこれは2つの目的を定めるために設置するということなんですけども、そうすれば私、設置じゃなくて目的ってべきだと思うんですけども、これも国のほうから指導があったのかどうか。

そして、管理のところでも最も確実かつ有利な有価証券に変えることができるとありますけれども、このような本当にこのような有価証券があるのか、どういうことを想定されているのか。

また、年金なんかでも損失のあった場合も、何か補償もありませんけども、自治体として補償しなくてもいいのかなと思いますが、そここのところの回答をお願いしたいと思います。

## 東清剛議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

まず早いかどうかは国の審議の過程なんで、我々が早い遅いを言えることではないと思います。

それと、基金を設置するという事なんで、まずそこをご理解いただきたいなと思います。

それとあと条例はですね、法律に基づいて法律の文言等を引用しておりますので、その辺についてもですね、ご理解いただきたいなと思います。国の法律があつて条例改正というのは、ほとんどそういうこと、条例設置はそういう形でやっておりますんで、そこはご理解いただきたいなと思います。

## 東清剛議長

近澤チヅル君。

## 11番 近澤チヅル議員

ご理解いただきたいというお話でしたが、実際的には県債とか国債とか、そういうものを利用するのかな、有利といえば補償の付いている部分もあるので、そこら辺も考えておられるのかどうか。

そして、公布の日から施行するということですが、具体的にはいつからになるのかお伺いいたします。

## 東清剛議長

上野農林水産課長。

## 上野和彦農林水産課長

近澤議員のご質問にお答えします。

まず今回ですね、法律につきましては3月に確かに成立をしてですね、この譲与税につきましては、9月にですね、まず第1回目のものが公布されるというふうに法律の中で規定されております。元年につきましては、9月と3月に公布されるということになっておりまして、9月までにこの条例をつくれというのが国のほうから出ておりますので、決して特別に急いで今回上程させていただいたわけではありません。

国からの予定に基づいてですね、9月の公布までには基金条例をつくるというようにということがございましたので、設置させていただいております。

それから、今回の公布の日ということでございますけれども、まず条例につきましてはで

すね、制定の議決をいただいたらすね、議長のほうから3日以内に町長のほうに、その送付がありまして、その後、公布は町長のほうがすね、その通知を受けてから20日以内に公布するというようになっておりますので、公布の日はいつかということでございますけれども、これは総務課さんのほうで公布していただくことになると思うんですが、この地方自治法に定められた期日以内に公布していただけるものと考えております。以上です。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

先ほど答弁漏れでした。有価証券等の話です、今現時点ではすね、町が有価証券等に振り替えたりする予定はございません。

**東清剛議長**

補足で答弁しますか。上野農林水産課長。

**上野和彦農林水産課長**

町長おっしゃられるとおりです、今回ただちに有価証券に変えるというようなことは全く考えているものではございません。各基金条例につきましてはすね、この基金をすね、有効に活用するということからすね、ほとんどの基金については、この規定が盛り込まれておりまして、今回の部分につきましてはすね、そういう余裕が出てきた時に、そういうような運用をするということが出来るものを盛り込んだだけでありまして、現時点ではこれをそういうふうな有価証券に変えて使うという予定はございません。以上でございます。

**東清剛議長**

答弁漏れ、何ですか。

**11番 近澤チヅル議員**

総務課のほうで、公布の日については、もう少し具体的にお答えいただけるんじゃないかなって、質問しました。そやけど回答の中で、最後の時に。だいたいいつ頃になる、規定ないでというのは。

**東清剛議長**

規定内です、そういうことでご理解ください。

他に質疑される方はございませんか。

3番 柴田洋巳君。

**3番 柴田洋巳議員**

名前いうんでか、いろいろまだ慣れていないんで、いろいろ語弊があったらご注意ください。農林水産課に関する質問を3つさせていただきます。まず1つはですね、これ議案第35号の三浦。

**東清剛議長**

今は、議案第29号です。

**3番 柴田洋巳議員**

29号についてですか。

**東清剛議長**

宣告しました、それはね。議題について宣告した回において、3回以内ということをお願いします。

**3番 柴田洋巳議員**

それじゃあここは1つです。支出範囲ですけども、基金の。例えば東京藝大とか、そういう学校のですね、先生たちがこの紀北町の学校へ来てね、いろいろ建築の設計はこんなにおもしろいんだとか、あるいは農林、尾鷲ヒノキのですね、特徴はこうだとか、こういうことを私はそういう芸大の先生とか、どっかの建築の専門の方にですね、学校に来ていただいて、子どもたちにそういうことを教えてくれる、教育させてくれると、そういうことを考えているんですけど、そういう時の費用とかなんかは、これに入っています。

**東清剛議長**

柴田議員、議題がね、今のこの条例に関しての議題なもんですから。

**3番 柴田洋巳議員**

そういうことです、基金の支出。

**東清剛議長**

そういうことは、一般質問でやっていただくとか、そういうことでしてください。

**3番 柴田洋巳議員**

基金の支出はだめなの。それはだめなん。

**東清剛議長**

使い道としての話ですね。

**3番 柴田洋巳議員**

使えるかどうか。そういうところに使えるかどうか。質問の内容か、質問の仕方が悪かったんですけども、支出範囲ですね。

## 東清剛議長

上野農林水産課長。

## 上野和彦農林水産課長

今回の森林環境譲与税の使途につきましては、一応法律で定められておりました、森林の整備及びその促進に関する施策ということに、基金の目的にも定めさせていただいております。その中で具体的に申し上げますと、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進などで、またこれにこの木材の利用の普及・啓発等の部分もですね、使えるというふうにはなっておりますので、この法律の目的の中でですね、利用について、これにつきましてはですね、一応国民の方からいただく税金でありますので、その使用、使途につきましてはですね、事後公表をし皆さんに理解をいただく必要がございますので、その利用がですね、今回の森林環境税をつくる時の目的にあった使われ方をしているかどうかという判断をですね、いただく必要がございますので、それに合致するものであれば利用が可能ではあると思いますが、その辺については十分検討していきたいと思っております。以上です。

## 東清剛議長

他に質疑される方はございませんか。

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第6

## 東清剛議長

次に、日程第6 議案第30号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

15番 平野隆久君。

## 15番 平野隆久議員

議案第30号の45ページのところのきいながしま古里温泉条例ということで、消費税にかかると値上がりしているんですけども、これちょっと確認も含めてなんですけども、例えば回数券なんか買ってみえる方みえますよね。これは事前に消費税が上がる前に買われて

いる方がみえると思うんですけど、その場合は回数券を消費税があがってから使う場合には、追い足しするのか、回数券は買っているその金額で入浴できるのか、この点についての1点、答弁を求めます。

**東清剛議長**

玉津商工観光課長。

**玉津裕一商工観光課長**

平野議員のご質問にお答えします。議員ご指摘のですね、9月30日までに回数券を購入して、それが10月1日以降に使用できるかということなんですけども、確認いたしましたところですね、購入時点では8%のですね、消費税を既に納めていますので、10月1日以降も改めて新しく10%に変わるのではなくて、以前に購入したものを使うことができるというふうに、そういった判断でございます。

**東清剛議長**

平野隆久君。

**15番 平野隆久議員**

今の答弁によりますと回数券、例えば510円のやつが520円に上がるけども、回数券を使う時に10円の上乗せはなしということで理解したらよろしいんですね。再度答弁を求めます。

**東清剛議長**

商工観光課長。

**玉津裕一商工観光課長**

おっしゃるとおりでございます。

**東清剛議長**

次に、他に質疑される方はございませんか。

11番 近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

30号の質疑をさせていただきます。今回、先ほども国のほうからの決まったことなので、速やかにしたということですがけれども、10月1日に消費税が10%に決定したら速やかにこういうことをしなさいという総務省のほうからの指導なんかもあったように聞いておりますけれども、その指導は必ず守らなければならないものであったのかどうか。町の判断で速やかにこれ10月1日からもう施行することになっておるんですけども、そこら辺の町の考えをお伺いします。

## 東清剛議長

濱田総務課長。

## 濱田多実博総務課長

国のほうからはですね、先ほどの説明の中でも申し上げましたけども、指導という形でですね、技術的指導ということで受けておりますので、そういうことで町として判断をさせていただきました。公共料金等への転嫁につきましてはですね、平成26年度に5%から8%に引上げられた際もですね、転嫁をさせていただいております。転嫁をさせていただくことの判断につきましては、町のほうで判断はさせていただいたんですけども、基本的にですね、施設の維持管理等におきましても、消費税等のお支払いをさせていただいております。例えば電気代、光熱費なんかはそうですね。町については非課税というか、消費税を払う必要はないんですけども、収入が減ることによってですね、それを税で賄うと、他のいわゆる不足分については税で賄うということになりますので、その部分をですね、利用者の負担をお願いしてですね、賄っていくというふうな考え方のもとですね、今回、公共施設の使用料等について転嫁をさせていただいたということでございます。以上でございます。

## 東清剛議長

近澤チヅル君。

## 11番 近澤チヅル議員

そういう経過であったということですが、今回の大きいのは、今まで内税だったことが内税じゃなくて、外税にして上がらなかつたら8%そのまま、条例をさわらなくてもいくし、10%になったら10%に条例をさわらなくても通じるということに変更したと思うんですけども、そこら辺のことも国から指導があったのかどうか。町で考えたのか、これから消費税がどんどん上がっていく可能性があるんですけども、かもしれないんですけども、そういう場合、今までだったら条例を変えなくてはならなかったけれども、今回この条例になれば、そういうことがなくなると判断して、よろしいのでしょうかお伺いいたします。

## 東清剛議長

濱田総務課長。

## 濱田多実博総務課長

外税とすることにつきましては、国からの指導等はありません。町のほうの判断でございます。今後ですね、議員おっしゃられたように、消費税の引上げ等があった場合ですけども、それについてはこの条例でですね、条例改正をしなくても転嫁できるという形になると

思いますので、そういうことはございます。以上でございます。

#### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

#### **11番 近澤チヅル議員**

それですね、今回26のところでは10%が上がったら、上がるわけですがけれども、それで合計いくら消費税が増えますか、町としてですね。

そして、一般の商店ですと、売上や支払いに消費税をとったり払ったりして、そして売上が1,000万円以上あると、今回まだそれがちょっと微妙なところで、変わりそうですけれども、赤字であっても黒字であっても計算があって、消費税を納めなくてはならない。でも紀北町今回この手数料をかけて、その支払いもあるとあって言っていましたけれども、消費税を自治体として税務署に納めるのかどうかお伺いいたします。

#### **東清剛議長**

濱田総務課長。

#### **濱田多実博総務課長**

まず影響額のお話でございましたけれども、影響額につきましてはですね、以前近澤議員がですね、お問い合わせがあった際にですね、言った額とちょっと違っておりますので、ちょっと訂正をさせていただきます。影響額といいますと、これは机上の計算でございますので、上がってから30年度の実績を基に、それが仮に令和元年度の10月以降、その値段だと仮定した場合の値段ですがけれども、合計額で232万4,163円の影響があるというふうに考えております。

この額につきましてはですね、紀北町の収入ということで、例えば指定管理の場合ですね、いわゆる指定管理者の収入となる場合があるんですがけれども、それは除いてございます。あくまでも紀北町の収入とした場合の仮定ということでございます。

それからですね、町の消費税の支払い等についてということでございますけれども、町につきましてはですね、地方税法の第60条におきまして、国や地方公共団体の一般会計にかかる事業につきましてはですね、消費税の税額から控除することができる消費税の合計額というのがございまして、いわゆる仕入れ等にかかる場合の消費税を控除するということになると思うんですが、この場合ですね、当該課税標準額いわゆる消費税を掛ける基礎の額ですね、それとあと仕入れに額にあたる部分等はですね、同額と見なすという規定がございまして、そういうことの中で町としては消費税を支払う義務はないという形になります。以上で

ございます。

**東清剛議長**

他に質疑される方はございませんか。

濱田総務課長。

**濱田多実博総務課長**

私、地方税法という形で言いましたが、消費税法の60条でございます。すいません、訂正させていただきます。

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第7**

**東清剛議長**

次に、日程第7 議案第31号 紀北町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

11番 近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

再度質疑をさせていただきます。大変長い条例の中で、無礼なところもあつたらお許してください。1つは、今までこれ5月31日、私、軽自動車税納税通知書、これ払ってきたんですけども、来年からはこれが自動車税種別割という表示に変わるということなんですけれども、納付額については変わらないのですか。そここのところの確認をお願いしたいと思います。

**東清剛議長**

直江税務課長。

**直江仁税務課長**

近澤チヅル議員のご質問にお答えします。

5月31日納付期限になっておる軽自動車税、現行の軽自動車税の納付金については変わり  
はございません。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

## 11 番 近澤チヅル議員

来年度から名称は変わるけれども、金額は変わらないのか、この条例の改正でですね、そこのお話をお伺いしたいので、2回目、今のともう1つ、軽自動車税のですね、取得税がなくなるということなんですけれども、それが自動車税環境性能割となって、0から2%、3段階というお話だったんですけれども、この中で期限があるけれども、1%軽減するというお話もあったかなと思うんですけれども、その詳しい説明と、その1割軽減して町へ入ってくる金額が少なくなると思うんですけれども、軽減されたら。その分については、国のほうから補償をしていただけるのかどうかお伺いします。

### 東清剛議長

直江税務課長。

### 直江仁税務課長

先ほどご質問にお答えします。まずですね、環境性能割で自動車取得税が廃止されまして、9月30日になるんですけれども、廃止されまして、それに代わって名称が環境性能割というふうになります。

それで、自動車取得税というものは、自動車を所有者が自動車を購入する時にかかる税金でございます、県税のほうで県のほうで徴収しております。それで、今度10月からの改正になりますのは、環境性能割となって軽自動車に関しては、町で事務をするという条例になっております。ただ、当分の間は三重県が事務を行うという決まりになっておりまして、これまで5月30日期限の軽自動車税だけだったんですけれども、町税としまして、10月以降は環境性能割と取得にかかる購入の際にかかる税金が町のほうで事務をするという条例になっておりまして、県が行います。

それで、県で行いますので、後でですね、その軽自動車にかかる環境性能割の分ですね、事務手数料とかを除きまして、一定の交付金という形で町のほうに県のほうから入ってくる予定となっております。

それであと、税率ですね、環境性能割の税率なんですけど、自動車取得税の時の税率は軽自動車2%でございます、現行ですね。それで10月改正の環境性能割を導入されると、非課税、1%、2%、3%という税率区分に分けられまして、それで特例期間等がございます、附則事項なんですけれども、3%に関しては当分の間2%とするという特例がまず1つございます。

それから、さらに10月1日以降から来年の9月30日までに新車購入した際は、1%の軽減

ということで、非課税、1%というようなちょっと軽減措置がございます。以上でございます。

#### **東清剛議長**

答弁漏れが、来年度は同じ額かということと、軽減に対して国から補償されるのかということ。

税務課長。

#### **直江仁税務課長**

すいません。先ほど答弁漏れがあったかと思えます。

軽自動車の納税通知書の表記に関しては、議員が言われたとおりに軽自動車税種別割納入通知書と表記されることになると思います。額面に関しては今の現行と変わりはありません。先ほどちょっと述べさせていただいたんですが、ちょっとわかりづらかったのですいません。

それであとはですね、国からの補填という部分ですけども、取得税なんですけども、取得税に関しては、取得税から環境性能割に変わりますけれども、今現行ととらえますと、軽自動車を取得した際には県で事務を行っておりまして、実際に町税としてうちのほうには、5月30日末の軽自動車税と同じような町県民税とか、さまざまうちにも税の区分があるんですけれども、その取得税に対するうちの税務課のほうでの予算区分というのはございません。

ただ、10月以降になりますと、その環境性能割というものが、町で事務をすることになりますので、町のほうで予算措置も、今年度の3月定例会において予算のお認めをさせていただいておと思うんですけれども、予算措置をさせていただいて、国というより県のほうから交付金という形で納入してきます。以上でよろしいでしょうか。

#### **東清剛議長**

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

#### **東清剛議長**

ここで、暫時休憩といたします。1時まで休憩といたします。

(午後 0時 10分)

---

**東清剛議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

**日程第8**

**東清剛議長**

次に、日程第8 議案第32号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第9**

**東清剛議長**

次に、日程第9 議案第33号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第 10

### 東清剛議長

次に、日程第10 議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

### 11番 近澤チヅル議員

議案第34号ですね、1点だけお伺いします。115ページで、先ほどの説明で住宅ローンのところでですね、減税の部分が10年間、今までは1%ずつ10年間で、10%安く、住宅ローンの減免があるということでしたが、今回は3年間延長されるということですが、今までのように1%ずつですか、やるのかどうかお伺いします。

### 東清剛議長

直江税務課長。

### 直江仁税務課長

近澤チヅル議員のご質問にお答えします。

3年間延長する住宅取得控除の条文に関してなんですけども、消費税率2%分の引上げに着目しまして、建物の購入価格ですね、建物を買った時の購入価格の2%分を、3年で控除するというふうになっております。以上です。

### 東清剛議長

近澤チヅル君。

### 11番 近澤チヅル議員

よくわかりました。10%になったら2%高くなるから、その分はみますよと理解してよろしいんですね。確認です、すいません。

### 東清剛議長

直江税務課長。

### 直江仁税務課長

それでよろしいかと思えます。

### 東清剛議長

他に質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで質疑を終わります。

---

**日程第 11**

**東清剛議長**

次に、日程第11 議案第35号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

3番 柴田洋巳君。

**3番 柴田洋巳議員**

3番 柴田洋巳です。これ説明書ですね、2枚目に経験を持った三重県に工事を委託することからと書いてありますけども、設計工事ということではないかなと思ひまして、公共施設については設計の業務というのは大変大事な仕事でございまして、この辺について質問いたします。

**東清剛議長**

上野農林水産課長。

**上野和彦農林水産課長**

提案理由でございすけれども、工事を町から委託するのでございすけれども、県のほうで設計していただくということで、確かに設計も含めたものでございす。ただ提案理由としてはですね、町のほうをお願いするのは工事をお願いするということで、工事のみの提案理由にさせていただいておりますけれども、内容につきましては、県のほうでその工事をしただけにあたっての設計もしていただくということは含んでいるということでございすので、ご理解いただきたいと思います。

**東清剛議長**

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

ということは文書の中に設計工事というふうに表現するのでしょうか。今後のこともありますし、それから、私の経験では設計が悪くって、その建物が壊れたとか、そういうことがたびたびありましたんで、やはりこの辺ではっきりその辺のことを言っておいたほうが、表示していったほうがいいと思って質問しました。

#### 東清剛議長

上野農林水産課長。

#### 上野和彦農林水産課長

今回のこの工事にあたってはですね、確かに県のほうに設計も頼むんですが、県のほうではやはり難しい特殊なものにつきましてはですね、県を通じて外部発注等もございますので、その辺、明確にですね、何もかもきちっとですね、提案理由の中に入れるというのは難しいのかなとは思いますが、できるだけその辺についてですね、今後、配慮していきたいなと思います。以上です。

#### 東清剛議長

他に質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第 12

#### 東清剛議長

次に、日程第12 議案第36号 紀北町防災行政無線(同報系)デジタル化整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

4番 岡村哲雄君。

### 4番 岡村哲雄議員

提出議案書の140ページ、整備機器の概要図というところがあります。私ね、このデジタ

ル化ということである程度期待もできるんじゃないかなと思っております。この内容について2、3ちょっとお聞きしたいと思います。

まず1点ですけれども、災害対策拠点と書いてありますけれども、この災害対策拠点ですね、場所はどこなんでしょうか。どこを予定しておりますか。

#### **東清剛議長**

岩見危機管理課長。

#### **岩見建志危機管理課長**

ただいまの質問にお答えさせていただきます。紀北町防災計画に記載がございます。大規模発生時にですね、本庁舎及び海山総合支所が使用不能となった場合ですね、災害対策本部を紀伊長島リサイクルセンターや海山リサイクルセンター、あるいは始神テラスに設置するというふうになってございますので、そのいずれかの拠点施設というふうな意味でございます。以上でございます。

#### **東清剛議長**

岡村哲雄君。

#### **4番 岡村哲雄議員**

続いて質問したいと思います。私ね、この河川監視カメラというのをちょっと期待しておりますのですけれども、3式と書いてあります。もっと必要なんじゃないかなと思いますので、まず監視カメラ3式ですね、これ河川のどこに河川に設置されると思いますけれども、この監視カメラ3式の場所とですね、それからもっと増やそうとした時に柔軟に対応できるかということ。

それともう1点ですが、監視カメラにつきまして、一般のスマートフォンからは見れないのかな。この3点でございます。以上でございます。

#### **東清剛議長**

岩見危機管理課長。

#### **岩見建志危機管理課長**

この資料2の監視カメラ3式の場所でございますけれども、監視カメラ3式に関しましては、詳細な場所はまだ決定してございませんが、今のところ予定としましては、赤羽川、船津川、銚子川の3河川を一応計画してございます。

今後の3機以上、設置できるかどうかに関しましては、これは予算が伴うことでございますので、設置は技術的には可能であるというふうなことは聞いております。

一般の個人さんのスマートフォンからですね、この監視カメラが見えるかどうかについては、ちょっとまだ業者に確認しないとわかりません。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

この資料2と3なんですけれども、これは提案競技の時にいただいた向こうからの資料です。こういう内容で整備しますよということなんで、これからプロポーザルの対象になって、パナソニックの方と詰めながら、今おそらく議員もいろいろなとこ、見えんのかってお話なんで、それも協議していきます。しかし、また高額なんで、議会への契約変更とかいろいろな手続きが必要になりますけども、私の考えからすると河川のみならず、海のほうに向けたカメラもあっていいんじゃないかとか、そういうことも考えておりますので、それはパナソニック等とも協議して、またそういう大きな河川だけでいいのかということも踏まえていきたいなと思います。以上です。

#### **東清剛議長**

他に質疑される方は。平野隆久君。

#### **15番 平野隆久議員**

139ページの工事概要の設備概要での質疑を行います。まず1点目は遠隔制御局整備のところと戸別受信機設備と避難所Wi-Fi設備、この3点について答弁を求めます。

まず1点目の遠隔制御局設備ということで、これは先ほどの説明で災害対策拠点にこれを設備するというので理解していいのか。もしそうならば先ほど課長の説明では、始神、長島リサイクル、海山リサイクル、3箇所を予定しているということなんですけども、これはその3箇所とも設備をしていくということなんですか。それとも1箇所を今後限定して設備していくというので理解したらいいのか、この点1点目と。

2点目、戸別受信機設備ということで、これは今後の難視聴地域、公共施設、避難所対象者等ということなんですけども、これは今ある戸別受信機、各家庭に配っている戸別受信機はそのまま使えるということなんですか、それとも全部変えなくちゃいけないということなんですか、その点についてと。

あと避難所Wi-Fi設備、これについては避難所というのは第一次も、第二次も避難所はどちらも付けるということで、今、考えられているのか。あとWi-Fiについては、フリーWi-Fiなんか、それとも鍵付きのWi-Fiなのか、この点についての3点、答弁

を求めます。

### 東清剛議長

岩見危機管理課長。

### 岩見建志危機管理課長

まず遠隔制御局設備に関しましては、これは本庁からですね、防災無線が操作ができない状態の時を想定しておりまして、海山総合支所のほうに遠隔制御装置を設置いたします。

それとタブレットの操作卓というのがございますけれども、それに関しましては、持ち運びが可能になっておりますので、遠隔操作という意味では、それも2基配備する予定でございますので、そこで操作することが可能になっております。

続きまして、戸別受信機の放送装置なんですけれども、これは現在使用しております戸別受信機につきましては、アナログの戸別受信機でございますので、デジタル化の工事が終了した際には、この戸別受信機は使用できなくなります。

続きまして、最後のWi-Fiの設備工事に関しましては、まだ設置箇所に関しましては、これから協議して詳しく設置場所を検討していくんですけども、今のところ二次避難所となるようなところにWi-Fiの設備をしてですね、そういう災害時の時に避難してきた方がWi-Fi機能を利用できるようなことを考えてございます。以上でございます。

災害の際はですね、フリーで使用できるように、今のところはなるかと思っております。

### 東清剛議長

平野隆久君。

### 15番 平野隆久議員

まず1点目なんですけども、遠隔制御局設備なんですけども、これについては今の説明では、海山支所で遠隔制御設備をするということで、あとタブレット2基、これは持って動けるということで理解したんですけども、これは遠隔する意味は、例えば今、海山支所って言われたけども、海山支所が災害で使えない場合に遠隔できるというふうに判断するんじゃないんですか。そうすると海山支所に常設しておるところが使えなくなったら、タブレット2基で遠隔をするということで理解したらいいんですか。その遠隔操作はどういうことをするための遠隔、どこまでできる遠隔操作か、ちょっと理解をお願いします、説明を。

あと戸別受信機なんですけども、今のやつは使えないですよ、デジタルなんです。これは各家庭に今配っているやつは、今後この予算の中に入っているのか。入っていなければ今後、各家庭はどういうふうに、各いまある戸別受信機の聞くことを、どういうふうにして

いくのか、その点についての答弁と。

あと避難所Wi-Fiの件なんですけども、これはフリーということなんですけども、今のところ第二次避難所ということなんですけども、第一緊急避難所については、今のところはつけないということで想定されておるんですか。もしあれやったら避難所は、例えば1週間なり2週間なりという可能性があるもんで、Wi-Fiということなんだけども、もしこれ入っておるんやったら、第一避難所にもある程度、何日か想定されるもんで、そのところはどういうふうにご考慮されるのか。この3点について再度答弁を求めます。

### **東清剛議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

ちょっと政策的なことがあるんで戸別のことだけ、私、答えさせていただきます。今ここではですね、情報配信元通信方式の上の、城腰、大白、それからそのまた情報収集伝達先のいうたら屋外スピーカーありますよね、これがどちらかというと今回メインの提案なんで、それでその中での難視聴地区公共施設、難視聴対象者等のやつを向こうから提案いただいたというのが、今この図面なんです。それで議員がおっしゃるのは、今、一般の町民にはどうするんだということなんですけど、我々といえども、今回はここまでなんですけど、前向きにですね、アナログからデジタルに戸別も変えていきたいなと思っております。ただ高額になりますし、また議会の議決を変更なりどういう形で提案するのか、緊急防災・減災事業債のこともございますので、それはこれから考えますけど、前向きに戸別受信機を設置したいという考えで、今、動いております。他は課長のほうから。

### **東清剛議長**

岩見危機管理課長。

### **岩見建志危機管理課長**

まず遠隔制御装置に関しまして、お答えさせていただきます。

この遠隔制御装置に関しましては、本庁が被災あるいは本庁に放送するために、庁舎に立ち入れないとかですね、そういった場合を想定しまして、海山総合支所のほうから遠隔操作により防災行政無線の放送を行えるというふうな装置でございます。

あとタブレット操作卓につきましては、これは2つあります、配備するんですけども、これは危機管理課のところと海山の総合支所に1台ずつ、それは例えばですね、大地震によって津波で、もちろん職員も高台に逃げることになるかと思えます。そういった時にタブレ

ットを持ってですね、職員も逃げて、例えば高台から遠隔操作によって、操作することも若干可能ではないかということで、タブレットの操作卓を配備いたすということで考えております。

あとWi-Fiに関しましては、すいません。Wi-Fiの一次避難所の整備につきましては、一次避難所となりますと、かなりの数になってくるかと思えます。それを全て整備するとなると、なかなか予算の面で大変かなと思うんですけど、今のところですね、この提案競技で提案していただいた中では、そういった一次避難所ということではなく、主ですね、二次避難所的なところを提案いただいて、整備する予定でございます。

#### **東清剛議長**

平野隆久君。

#### **15番 平野隆久議員**

基本的には町長の答弁があったように、とりあえずこれをまずすると。それからまた今後、また必要になったことについては整備していきたいというお考えということで、理解させていただきました。

あとちょっと細かい話で細部の件なんですけども、タブレットってこれ結局、遠隔制御装置というのは、基本的には放送するためだけのということなんですか、タブレットで放送を指示するような格好でできるということで、理解したらいいんですか、ちょっとその点についての答弁と。

あと全体的なことについては、町長も答弁されましたけども、今後、対応してかないかンことも、これによって出てくることがありますんで、その点についてはまた予算もいることですし、今後また詰めて、前向きな姿勢でやっていただきたいと思えますんで、お願いします。1点だけ課長の答弁を求めます。

#### **東清剛議長**

岩見危機管理課長。

#### **岩見建志危機管理課長**

タブレット操作卓に関しましては、防災行政無線を放送するための遠隔装置のものが主に付与された機械でございます。

#### **東清剛議長**

他に質疑される方は、入江康仁君。

#### **12番 入江康仁議員**

私の所轄の委員会の問題なんだけど、町全体の教民に関わることも関わっておるんで、ちょっとお尋ねしたいんです。というのは要はこの契約工事ですね、これに対しての工事の消費税が10%になつとるわけです。そやけど、これは10月1日からのことではないかなということであるんで、やはりこの金額はざっと計算しても、約920万円、約1,000万円ぐらいになるわけですね。

だから町全体の教民に関わる各施設に対しても、これからの契約に関しても、この10%で10月までみなやっていくのかと。これたまたま危機管理のあれやったんやけど、次の消防もそうなんですよね。だから、普通民間だとだいたい10月までの契約やったら、8%ではないかということで、早くする民間企業ありますよね、消費税を抑えるために。

それでこれはみな10%になつとるわけですよ。だから、これからの町全体の教民関係に対しても、契約の発注に対しての消費税のパーセントは10%でいくのかと。

だから、今、6月、7月、8月、9月、約4カ月ですね、いくのかということだけちょっと教えていただきたいと。

#### **東清剛議長**

濱田総務課長。

#### **濱田多実博総務課長**

消費税の取り扱いについてのご質問かと思います。施行日前後にかかる消費税法の適用関係の原則というのがございまして、これは国のほうから出されております。31年度施行日以降にですね、事業者が行う資産の譲渡等並びに課税仕入れ及び保税地域から取引される貨物等ですね、そういったことに係る消費税の適用ということですね、31年度施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる、そういったものにつきましてはですね、基本的には31年度の消費税が適用されるということでございますが、31年度10月以降にですね、いわゆる取引が終わるという場合については、原則的には10%ということになります。ただ、平成31年3月31日までに、平成26年から平成31年3月31日までに契約したものについてはですね、これは以前の8%というふうなことで、そういった取り決め、いわゆる法律上の定めがございましてですね、ですから新年度で今後契約するものについて、いわゆる完成日とか引渡等がですね、9月30日までに行われるものについては8%ですが、それ以降に行われるものについては10%でせよということですね、法律上そういった定めがございまして、そういうことで取り扱っております。以上でございます。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

追加で、議員がおっしゃる意味、十分わかります。それで9月30日までにできるような小さなやつはですね、全て8%のうちに終了するよにということ、業務的には進めておりますので、こういう大きなもので年をまたぐようなものはですね、どうしてもやっぱり10%の予算を付けていかないと、10%になった時に困りますんで、ただ議員おっしゃるとおりだと思いますんで、その8%内で終われる期日までに終了するものは、できるだけ前倒しで今、工事等も出すようにしておりますんで、その努力はしております。

### **東清剛議長**

他に質疑される方はありませんか。

3番 柴田洋巳君。

### **3番 柴田洋巳議員**

柴田洋巳です。岩見課長はこういう業界にいたわけではないし、本日までこの業務をまとめてもらったのは、大変だと思うんです。その上でちょっとお聞きしたいんですけども、この工事の発注までにいろんな問題点があったと思うんです、困ったことがね。その場合そういう時に誰がコンサルタント、指導してくれた人がいるかどうかということが1つ。

それから、選定の審査員ですね、それはもし公表できればしてもらいたいと。

もう1点は、先ほど聞いていると計画予算が7億円で、工事費の入札金額が5億円とか言ってきましたよね。その予定よりも2億円下回っているわけなんで、それだけなんかダンピングではないんでしょうけども、下回った工事でちゃんとできるのかなと。それを誰が管理するのかなど。その3点をお聞きしたいんですけど。

審査員を公表ができなければそれはいいんですけど、一応参考に。

### **東清剛議長**

岩見危機管理課長。

### **岩見建志危機管理課長**

この入札に際しましては、設計業者が株式会社イ・エス・エスというふうな業者が東京にございまして、そこに設計を委託しております。入札に関しましてもですね、そのイ・エス・エスに相談しながら入札の準備を進めてまいりました。なお、その工事のですね、今後の施行に関しましても、この株式会社イ・エス・エスに委託するように、施工管理を委託するように、今のところ契約してございます。

あと審査員に関しましては、庁内の職員6名が審査員となっております。

以上でございます。

**東清剛議長**

柴田洋巳君。

**3番 柴田洋巳議員**

因みに設計料というのはどのぐらいになっていますか。イ・エス・エスとか言いましたけれども。

**東清剛議長**

岩見危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

今現在その資料は持ち合わせてございません。

**3番 柴田洋巳議員**

あとでまた教えてください。

**東清剛議長**

他に質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

請負契約ということで、単純に原則的なところでお伺いしたいと思います。説明ではですね、いろんな資格のあった方が公募して、3社があつて、企画提案競技、選定委員会でしたというお話なんですけれども、3社があつたと思うと、契約の方法は随意契約となっておりますので、この関係のところのこういう形式なのか、なぜこういう表現になるのかお伺いしたいと思います。

**東清剛議長**

岩見危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

今回の決定につきましては、企画提案競技というふうなことで行われています。まずこの企画提案競技の手順をちょっと説明させていただきたいと思います。企画提案競技に関しましては、まず参加資格審査を行った後にですね、参加資格業者から企画提案書、工事施工実績、配置予定技術者経歴書、見積書を提出いただきます。

提出された各書類の内容、技術提案内容、見積金額、そしてプレゼンテーション及び質

疑・応答の結果ですね、本企画提案競技評価基準書に基づいて、紀北町職員6名なんですけれども、組織された選定委員会において、総合的に評価して受託候補者を選定してまいりました。ですので、最終的にはですね、この審査委員会の総合の点数で選定したということでございます。

ですので、単純に価格の競争ではございません。もちろん企画提案の中には見積書ですね、提案の見積金額も提出していただいておりますけれども、それはあくまでも1つの協議の中の項目事項でございます、それら全ての項目を審査結果した点数で決定しているというふうなことでございます。

#### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

#### **11番 近澤チヅル議員**

随意契約になった経過というのは、わかったと思うんですけども、議会はチェック機能というのが一番の役目でございます。これが一番優れていたというのは、900点満点で聞いておりますが、何点ぐらいであって、あとの2社の方がですね、どういう部分があったのかというチェックは私たちは、この資料だけではできないので、点数とか、こういう会社があって、そういう資料を出していただかないと、なかなかチェックの議会としての機能が果たせないのではないかと思いますので、そういう資料がありましたら提出をお願いしたいと思います。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

議員のご心配もよくわかるんですけど、今までの事業でもそうなんですけども、我々が選びますよね、そしてこれをということを議会に提案させていただいておりますんで、これに対してのご質疑とかご答弁できるんですが、そこから選から漏れたものについてですね、我々としてもそれ以上の説明はできないという形になりますんで、そこはちょっとご理解していただきたいなと思います。

随意契約ということなんですけども、この3社を選ぶ時点でどれかということが競争されておりますんで、その選ばれた方と随意契約という形なんで、そののところもご理解いただきたいと思います。

#### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

#### 11番 近澤チヅル議員

ご理解していただきたいということですが、どういう会社があったのか、何点ぐらいだったのかという、そういう単純なことだけでも、私は資料をいただきたいと思うんですけども、内容についての質疑はなかなか私たち専門家ではないので、わからない部分があると思うんですが、3社がどういうところだったのかという資料はいただきたいと思います。

#### 東清剛議長

岩見危機管理課長。

#### 岩見建志危機管理課長

本工事の採点結果につきましては、公表しているものがございますので、あとで資料を配らせていただきたいと思います。以上でございます。

#### 東清剛議長

他に質疑される方はありませんか。

2番 田島明良君。

#### 2番 田島明良議員

今までの戸別受信機ではこういう情報を、住民は情報を受けとったと思うんですけども、これは一部難視聴地域とか公共施設、難視聴対象者は従来どおり戸別受信機ということで、それ以外の方は固定電話並びにスマートフォンと、パソコンとか、伝達先がそうなると思うんですけども、電話機というところとちょっといまいち理解しにくいんですけども、伝達を受けるほうが問い合わせをするのか、それとも逆に伝達してもらえるのか、その辺がちょっと今までの電話機を利用できるわけですね。

それと電話機にも今までどおりのアナログの電話機も持っている方もおられると思うんですよ。その辺の対応はいかがなんでしょうか。2つ伺います。

#### 東清剛議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

これは先ほど平野議員のご質問に答えさせていただきました。ここから下ですね、電話機という言葉はありますけども、ここから下はこういう伝達手段があるよということで、ご理解いただきたいと思います。だから、そういう伝達手段もプラスということで、そういうことでいろいろ基本的には戸別受信機につきましては、今アナログなんでデジタルを全世帯に

配布していきたいなという方向で進んでおりますので、またその時には議会のご理解をいただいて、契約をさせて、予算化もさせていただかなければいけないかなと思います。

それでここから下がですね、こういう手段で、例えば全世帯からどうなのかとか、電話で聞けたり、Wi-Fiが使える基地ができるよということでございまして、例えば紀北町の防災ナビなんかにも、こういう情報が入りますし、防災ナビの中には戸別受信機とか、外の屋外拡声器で話したことが、そこを押せば再度出るようになっております。ですから、これは情報伝達の多様化という意味合いで、一番右の列は考えていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

**東清剛議長**

田島明良君。

**2番 田島明良議員**

町長のご答弁ですと、また各家庭に戸別受信機は、後ほど配布される予定ということでしょうか。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

その方向で検討させていただいておりますということなんで、現時点では契約締結の話がですね、ここまでの先ほど言った、平野議員にお話させてもらったところまでが、今回の契約締結なんで、その後はまた議会の皆さんにもお示しして、議決をいただいたりしなければいけない事項でありますねということでございます。

**東清剛議長**

田島明良君。

**2番 田島明良議員**

そうすると完成予定が令和3年3月19日となっておりますけども、それまでに結論を出すということでしょうか。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

そのとおりでございます。

**東清剛議長**

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第 13**

**東清剛議長**

次に、日程第13 議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第 14**

**東清剛議長**

次に、日程第14 議案第38号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑については分割しませんので、歳入歳出について質疑をお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

3番 柴田洋巳君。

**3番 柴田洋巳議員**

農林水産費での1,281万4,000円。

**東清剛議長**

何ページですか。

### 3番 柴田洋巳議員

予算書のですね、11ページに事業費、1,281万4,410円、これのなんか事業の具体的な内容をちょっとお聞きしたいんですけども。

### 東清剛議長

11ページの林業総合企画事業というところでしょう。

農林水産課、上野農林水産課長。

### 上野和彦農林水産課長

柴田議員のご質問にお答えいたします。この事業委託料でございますけれども、森林経営管理法に基づくですね、新たな森林経営管理システムということでですね、町内の山林をですね、その対象になる山林とそうでない山林という区分けが必要になってまいります。林野庁のほうではですね、この森林環境譲与税ですね、森林環境譲与税を使ってですね、この町内の森林の調査を行ってですね、15年程度、15年以内には町内の調査を全部終えよというようなことが林野庁のほうから示されております。

今回のですね、予算につきまして、この1,281万4,000円の委託料をあげさせていただきましたのは、森林情報把握業務ということでですね、町内の全域をですね、調査するのは非常に難しいので、今回この令和元年度につきましてはですね、モデル的な地域を設定いたしまして、その中でですね、森林所有者等を調査するという範囲を2箇所町内に設定いたしまして、それが約500haを予定しております。

この500haにつきましてはですね、特に金額的なものにつきましては、三重県ですね、標準的なこういう情報把握業務についてのですね、補助メニューの中で1ha当たりの単価というのが示されておりますので、その三重県の単価を用いまして、1ha当たり1万7,898円の金額ですね、500haを調査したいということで予算計上をまず1点しております。

それともう1つですね、その調査しました所有者の土地の調査をした中でですね、境界を確定しないといけない部分が出てこようかなということでですね、それが4分の1ぐらいを想定いたしまして、これが500haの中の4分の1、120haぐらいを想定いたしまして、こちらにつきましてはですね、国のほうの林野庁のほうで示しております単価、2万2,500円、ha当たりですね、これをかけた中でですね、両方合わせますと、個別に申し上げますと、森林情報の把握、所有者の把握につきましては984万3,900円、それから森林境界の確定につきましては297万円ほどを想定しまして、合わせて1,281万4,000円を今回計上させていただいて

おります。

これにつきまして、森林の境界とか所有者とかいうのはですね、ちょっとどれぐらいの費用をかけて、どれぐらいの期間がかかってというのは、なかなか把握が難しい中でございますので、国県の標準的な単価ですね、まず面積もこちらのだいたいの見込みの中で立てさせていただいてですね、委託料を計上させていただいております。

ですので、今回の委託料につきましては、森林所有者の把握と、それからその4分の1程度を想定した境界の把握の部分を委託するということでの委託料でございます。以上です。

### **東清剛議長**

柴田洋巳君。

### **3番 柴田洋巳議員**

その事業はですね、まだずっと続けて、モデル的になって、年2箇所選んでやるとおっしゃっていましたが、これ継続的にやるのかというのが1つと。

それから、誰がやるのかな、あるいは地域に住んでいる人たち、あるいは森林組合とか、そういう人たちがやるんでしょうか。その辺は見通しが立っておればお答えください。

### **東清剛議長**

上野農林水産課長。

### **上野和彦農林水産課長**

今回のこの森林経営管理法はですね、町内の山林全ての中で、町内の森林の中の私有林、私林ですね、人工林を天然林も含めてですけども、対象としますので、それを一応町のほうで把握というか、国のほうで把握している数字がですね、だいたい1,000haぐらいが紀北町内では対象になってくるのではないかと。その中でですね、適正に管理されて、これまで手入れのされていない山を対象にしますので、手入れをされている山ということですね、過去10年ぐらいの間に補助事業を投入された山林、あるいは経営計画という森林をですね、ある程度所有される方がですね、10年程度の計画を立ててですね、行われている、経営計画を立てられている山林、その辺については除かれるということになりますので、その辺を把握しているのは、やはり森林組合が一番把握しているのかなということもございますので、森林組合の委託を予定しているところでございます。以上でございます。

### **東清剛議長**

他に質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

## 11 番 近澤チヅル議員

今、前者議員が基金の運用について具体的にお伺いしたんですけども、歳入のほうですね、その大本になっている6ページですけど、森林環境譲与税が2,171万6,000円あります。説明では9月と3月に、令和元年分が入るということですが、これは条例のところでも国のほうがですね、特別会計で借り入れて200億円、その中から紀北町へは2,171万6,000円が来る予定だと思うんですけども、この根拠はどのように計算されているのかどうか、お伺いいたします。

### 東清剛議長

上野農林水産課長。

### 上野和彦農林水産課長

森林環境譲与税でございますけれども、この譲与基準というのがございまして、総額の9割に相当する額をですね、市町村に配分、それから1割は都道府県ということで法律のほうはなっております。ただ、まずこの令和元年、スタートの年でございますので、市町村に8割、県に2割いくような想定になっております。その市町村8割の部分につきましてはですね、私有林人口林面積が5割、それから林業就業者数で2割、人口で3割の割合で按分をした金額で計算されると、譲与されるということになっております。以上でございます。

### 東清剛議長

近澤チヅル君。

## 11 番 近澤チヅル議員

よくわかりました。5年間のことで、毎年これに近い金額が入ってくる予定ですね。途中で変わるようなことはない、その基準がですね。

### 東清剛議長

上野農林水産課長。

### 上野和彦農林水産課長

ただいま申し上げました私有林人工林面積等につきましてはですね、法律の中で平成29年3月時点の数字を使うというふうな規定になっておりますので、それが令和3年まではそれを適用するということになっております。ですので、また令和3年まではですね、毎年200億円ずつ借り入れをするというふうに決まっておりますので、今後3年間はこの金額にほぼ大きく変わらない金額が来るものと考えております。以上です。

### 東清剛議長

他に質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

---

### **日程第15**

#### **東清剛議長**

次に報告案件に入ります。

日程第15 報告第2号 平成30年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは1件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第2号 平成30年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。平成30年度紀北町一般会計補正予算(第6号)でお認めいただきました繰越明許費につきまして、総額7億8,067万3,674円を令和元年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、議会に報告するものであります。

以上、1件の報告につきましては、提案理由をご説明申し上げましたが、報告第2号の詳細につきましては、担当課に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### **東清剛議長**

続いて、内容説明を求めます。

水谷財政課長。

#### **水谷法夫財政課長**

それでは報告第2号をご説明させていただきます。議案書の145ページをご覧ください。

報告第2号 平成30年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成30年度紀北町一般会計補正予算(第6号)第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に

より報告する。

令和元年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、146 ページの平成 30 年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明させていただきます。

この繰越明許費につきましては、本年3月議会定例会の一般会計補正予算（第6号）におきまして、繰り越しをお認めいただいたものでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度に繰り越した歳出予算の経費につきましては、繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものでございます。

繰越計算書の款、項、事業名、1列飛ばしまして、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により、令和元年度に繰り越した事業は、第3款・民生費、第1項・社会福祉費では、プレミアム付商品券事業194万6,000円でございます。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費では、農業用施設管理事業1,000万円と、第2項林業費の町有林造成事業1,908万824円と、第3項・水産業費の漁港管理事業3,408万円、海岸保全施設整備事業6億1,461万9,000円でございます。

第7款・土木費、第3項・河川費の急傾斜地崩壊対策事業1,267万5,700円と、第4項港湾費の港湾施設整備事業負担金209万7,150円でございます。

第9款・教育費、第2項・小学校費の小学校校舎等施設営繕事業5,806万3,000円と、第3項・中学校費の中学校校舎等施設営繕事業2,811万2,000円でございます。

以上、9事業を合計いたしますと、令和元年度への繰越額は、7億8,067万3,674円となり、その財源につきましては、未収入特定財源としまして、国・県支出金の2億9,873万3,824円及び地方債の4億3,820万円で、一般財源は4,373万9,850円でございます。

以上で、報告第2号 平成30年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

## 東清剛議長

以上で、提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 東清剛議長

以上で、質疑を終了し本件については聞き置くことといたします。

これで本定例会に上程されました案件についての質疑が全て終了しました。

---

### 東清剛議長

ここで委員会付託表を配布するため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 1時 54分)

---

### 東清剛議長

配付漏れはありませんか。

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 1時 55分)

---

### 東清剛議長

お諮りします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙、委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

なお、付託案件の審査については、明日の 12 日、水曜日は、教育民生常任委員会、13 日、木曜日は、総務産業常任委員会の開催ということであります。開催時間は、いずれも午前 9 時 30 分からの開催となります。委員会の運営にあたっては、各委員長において取り計らい

くださるようお願い申し上げます。

---

**東清剛議長**

本日はこれで散会とします。

(午後 1時 56分)

---

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和元年 9 月 3 日

紀北町議会議長          東 清剛

紀北町議会議員          入江康仁

紀北町議会議員          家崎仁行